

鳴門パートナーシッププラン

- 男女共同参画社会の実現に向けて -

鳴門市女性行動計画中間報告書



鳴 門 市

目次

1.	はじめに	1 ~ 2 ページ
2.	「鳴門パートナーシッププラン」の基本理念 基本理念の柱となる視点 ~ことばと考え方~	3 ページ
3.	「女性行動計画」の体系図	4 ~ 5 ページ
4.	2006 年度事業実績と 2007 年以降の事業計画 ~ 2011 年最終年に向かって ~	6 ~ 20 ページ
5.	審議会等における女性登用率調査結果	21 ~ 25 ページ
6.	女性相談事業	26 ページ
資料		
1.	ワーキンググループ委員報告 ~ 委員にとっての男女共同参画 ~	27 ~ 29 ページ
2.	用語解説集	30 ~ 34 ページ

はじめに

日本国憲法は、個人の尊厳と両性の本質的平等を理念として、性による差別をはじめ一切の差別を禁止し、すべての国民が「法の下での平等」であることを保障しており、男女平等社会の実現は憲法の理念を具現化することです。

国際社会においては、1975年（昭和50年）国際連合が「国際婦人年」と定めたことを契機として、「国連婦人の10年」や「女子差別撤廃条約」の制定など、女性の地位向上をめざす取り組みは、各国政府が取り組む世界的な流れになっています。

わが国では、昭和52年の「国内行動計画」の策定から様々な改革を経て、平成8年「男女共同参画2000年プラン」が策定され、平成11年6月には男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

また、徳島県においては諸政策に連動し、平成9年に「徳島県女性総合計画」を策定しており、鳴門市でも、こうした国内外の状況に対応するため、平成13年3月女性行動計画「鳴門パートナーシッププラン」を策定しました。

これは、平成22年度までの10年計画で、その間鳴門市における様々な政策や地域社会、さらには市民の生活の場など、あらゆる分野において男女共同参画が実現することを目標に全市的に展開しているものです。

これにより、就労時の環境整備や家庭的責任における意識改革、男女が共に自立した生き方を支える福祉の充実と健康の増進、地域づくり、国際交流・国際貢献の推進等が全市的な施策として推進されてきており、「鳴門パートナーシッププラン」はまさに真の男女平等社会実現を目指す憲法の基本理念に沿った計画であると言えます。

しかし、社会が急激な変化を遂げる中、鳴門市においても少子高齢化や情報化が進み、市民の生活様式や価値観が日々多様化していることで、既存の施策や制度に新たな課題や問題が生じており、社会状況の変化に適した柔軟な行政対策や制度改革が求められているのも事実です。

また、社会情勢は日々変化していながら、現在も社会に残る制度や慣行の中には性別役割分担意識が根強く存在していることから、社会環境の変化とともに変わらなくてはいけない男女間の意識改革に、大きなズレが生じている現象も否めません。

このような中、徳島県では平成23年度までを計画期間とする「徳島県男女共同参画基本計画」が本年3月に策定され、鳴門市においても「鳴門パートナーシッププラン」の最終年（平成22年度）の目標達成に向け着実に推進していけるよう、本中間報告書をまとめました。

まず、重点目標のひとつとして掲げた各課が所管する審議会の女性委員登用率について、本年の調査においては、内閣府と県が統一した地方自治法第202条の3項に該当する審議会等の登用率調査と、その他各課所管の審議会等を含む登用率の調査を行いました。

また、各課各事業の進捗状況については、鳴門市女性行動計画による施策担当課の主幹・副課長で構成されたワーキンググループが進捗状況調査を行い、毎年定期的な状況把握と見直しを図っています。

本年は、5月・7月・8月と3回に渡りワーキンググループ会議を開催し、各課事業における男女共同参画施策の状況や在り方についての議論をしました。

さらに、鳴門市女性行動計画調査研究委員である各担当課の課長で構成された調査研究委員会を8月末に開催し、9月にワーキンググループにおいて作成された現況報告を検証・確認し、本中間報告書は完成にいたしました。

合わせて、DV防止法が公布されて6年9ヶ月の年月を経た現在、DV問題、事件が大きな社会問題のひとつになっています。鳴門市においてもDV被害者の救済・支援体制を整備することが急務であり、現在DVの発症および状況に応じた迅速な対応と適切な支援を提供するための体制作りを進めているところです。

平成13年より始めたフェミニストカウンセラーによる女性相談事業においてもDV相談者が年々増加の一途をたどっています。女性の生き方が多様化する中、女性であるが故の悩みやニーズも複雑化しているため、本市の女性相談事業への要望はますます大きくなるものと思われます。このことから、鳴門市女性相談事業についてもこれまでの6年間の総括をしました。

本中間報告書にて、これまでの「鳴門パートナーシッププラン」の6年間のあゆみを検証し、平成22年度の目標年に向けさらなる全市的・全庁的な推進を図っていきます。

2007年9月

基本理念の柱となる視点 ～ことばと考え方～

※男女共同参画2000年プランの基本理念より柱となる視点を定めました。

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を言います。

ジェンダー【gender】

「文化的、社会的につくられた性別」のことを言います。人が誕生と同時に割り振られる男女という区分（セックス＝生物学的な性別）とは別に、期待される男女のあり方は、その文化や社会が作り上げた人為的なものであることを意味します。ジェンダーにとらわれず各人の個性に基づく自由な考え方をもって行動することが大切です。

エンパワーメント【empowerment】

「女性が力をつけること」さらに「女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること」をいいます。一人ひとりのエンパワーメントとその連携が男女共同参画社会の形成につながります。

基本目標

「男女共同参画社会の実現」を目指して、6つの基本目標を定めます。

I 男女平等社会への意識改革の推進

IV 就労における男女平等の推進と環境整備

II 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

V 男女が共に自立した生き方を支える福祉の充実と健康の増進

III 男女が共に担う家庭責任・地域づくりの推進

VI 国際交流・国際貢献の推進

体系図

基本目標	課題	施策
I 男女平等社会への意識改革の推進	(1)男女平等意識づくりの見直しと促進	① 男女共同参画に関する啓発活動の充実 ② ジェンダー問題に関する調査・研究と情報収集 ③ 関係機関への働きかけ
	(2)男女平等を実現するための教育の推進	① ジェンダーにとらわれない教育の推進 ② 幼稚園・児童福祉施設における男女平等教育の推進 ③ 学校教育における男女平等教育の推進 ④ 教職員の意識と指導力の向上 ⑤ 教育内容・指導方法の整備充実 ⑥ 社会教育・生涯学習の推進 ⑦ 家庭教育の推進
	(3)男女の人権尊重と擁護	① 意識変革のための施策の推進 ② 慣習やしきたりの見直し ③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶と救済支援 ④ 男性の意識変革の促進 ⑤ 人権擁護の相談・救済の体制づくり ⑥ 各種メディアにおける人権尊重の推進 ⑦ 特定職業従事者（市職員）の意識の向上
II 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進	(1)政策・方針決定等への参画促進	① 政策決定の場への女性の参画促進 ② 政策・方針決定への女性の積極的登用 ③ 審議会等への積極的登用 ④ 意志決定組織への参画促進 ⑤ 女性の人材発掘と育成
	(2)社会活動への参画促進	① 女性グループの自主活動の促進 ② 男性の地域における活動への参加促進 ③ 女性リーダーの育成支援 ④ 活動の拠点となる施設の充実
	(3)男女の自立を目指した能力開発の促進	① 女性の能力開発と活用 ② 女性の経済的自立のための情報提供と支援 ③ 男性の生活的自立を促す教育・啓発
III 男女が共に担う家庭責任・地域づくりの推進	(1)働く男女の家庭・地域生活の両立支援	① 働く男女が家庭責任を担える生活環境づくり ② 男女が共同して担う家庭責任について啓発 ③ 地域活動への男女共同参画の推進 ④ 育児・介護休業法及び制度の周知徹底 ⑤ 労働時間の短縮やゆとりある働き方について啓発
	(2)家庭・地域における男女共同参画の推進	① 男女が安心して子育てと介護が出来る環境づくり ② 地域における子育て支援 ③ まちづくりへの男女の共同参画の促進 ④ 環境問題への男女共同取り組みの促進

基本目標	課 題	施 策
IV 就労における男女平等の推進と環境整備	(1)働く場での男女平等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 働く場における男女平等意識の啓発 ② 雇用の分野における男女の機会均等の推進 ③ 職場における労働条件・労働環境の整備 ④ 女性就業者の地位向上の支援 ⑤ 女性の経営参画意識の啓発 ⑥ 農林水産・商工自営業に従事する女性のための環境整備
	(2)女性の就労環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 働きやすい就労環境の整備 ② セクシュアル・ハラスメント防止の啓発 ③ 就職・再就職・職業継続のための支援 ④ 女性の職域拡大・職業能力開発の推進 ⑤ 事業主の理解と体制整備の要請 ⑥ 就労問題における相談と支援 ⑦ 職場における母性保護対策推進と啓発
	(3)多様な働き方に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ① パートタイム・派遣労働者に対する労働条件の向上 ② 家族従事者・家内労働者等に対する就労環境の整備 ③ 多様な働き方に対する情報提供及び相談 ④ 労働時間の短縮・フレックスタイム制度の普及啓発 ⑤ 働く男女に対する保育サービスの充実
V 男女が共に自立した生き方を支える福祉の充実と健康の増進	(1)高齢者の生活への支援と介護	<ul style="list-style-type: none"> ① 心理的支援と相談及び対策 ② 生きがい対策 ③ 性と人権の尊重 ④ 介護を担う者への支援 ⑤ 介護役割・介護労働に対する男性の意識変革 ⑥ 介護講座・介護相談業務の充実 ⑦ バリアフリーの充実
	(2)障害者の生活への支援と介護	<ul style="list-style-type: none"> ① 授産施設の充実と働く場の確保 ② 性と人権の尊重 ③ 心理的支援と相談及び対策 ④ 地域のネットワークづくり ⑤ 障害者支援のための講座や訓練機会の提供 ⑥ 介護を担う者への支援 ⑦ 介護役割・介護労働に対する男性の意識変革 ⑧ バリアフリーの充実
	(3)ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ① ひとり親家庭への経済的自立支援 ② ひとり親家庭への心理的支援と意識改革
	(4)一生涯における女性の健康保障	<ul style="list-style-type: none"> ① リプロダクティブヘルス／ライツの確立と支援 ② 健診・検査・治療体制の確立と支援 ③ 心とからだの健康相談体制の確立と支援 ④ リプロダクティブヘルス／ライツに関する保健・医療福祉関係者の研修
VI 国際交流・国際貢献の推進	(1)国際交流・国際的活動への女性の参加・参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 国際理解と国際交流の促進 ② 外国人が暮らしやすい環境の整備と支援 ③ 男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供 ④ 女性の海外研修奨励や国際交流事業への支援 ⑤ 地球規模問題に対する公正な国際協力

基本目標

男女平等社会への意識改革の推進

女性と男性が社会のあらゆる場で対等な関係を築き、性別の違いにとらわれず多様な個性や能力が充分発揮できるよう、法律や制度は整備され男女平等へと前進し続けています。

ジェンダーのない社会実現のためには、学校教育、社会教育、家庭教育、マスメディア等の情報など、様々な機会を通じて意識改革を推進していくことが重要

評価	= 達成できた	= 計画どおり	= 計画より遅れている	= 未着手
目標区分	A = 事業を継続	B = 事業を拡大	C = 20年度までに実施	
	D = 20年度以降に実施予定または未定			

所管課	課題 - 施策	18年度までの事業実績	評価	22年度までの事業計画	目標区分
秘書広報課	(1) -	広報なると及びテレビ鳴門を通じて、男女共同参画についての講座等の紹介や人権啓発の記事を掲載するなど男女平等社会に向けての啓発を行った。		男女平等社会に向けての意識を高めるために、広報なると及びテレビ鳴門を通じて、男女共同参画についての講座等の紹介や男女共同参画・人権意識の向上のための啓発を行う。	A
人事課	(3) -	人権意識向上のため下記研修・講座を実施した。 参画型人権問題啓発推進者養成講座 人権問題啓発推進者養成講座 人権行政研修 人権問題職場研修		職階等に応じた人権に関する研修・講座を実施し男女共同参画意識の啓発に努める。	A
人権推進課	(1) -	男女共生セミナー等を実施した。		男女共生セミナー等多くの講座事業を開催し、推進を図る。	A
	(1) -	公式HPにパートナーシッププランの概要を掲載し、内閣府・県等発行の資料を広報活動に活用した。		男性向けの啓発冊子作成計画に取り組む。	B
	(1) -	女性問題の解決への理解と協力を求めるために鳴門市母子相談員・法務局・県女性支援センター等と連携を深めた。		法務局・県女性支援センター、鳴門市母子相談員、警察等と連携を深める。	B
	(2) -	法務局・県女性支援センターと連携を深め問題解決に努めた。		法務局・県女性支援センター、鳴門市母子相談員、警察等と連携を深め、女性問題解決を図る。	B
	(2) -	人権文化祭で保・幼・小・中・高生や市民の人権意識を高めるよう全市的に事業を展開した。		今後も継続して人権文化祭で保・幼・小・中・高生や市民の人権意識を高めるよう全市的に事業を展開する。	A
	(3) -	男女共生セミナー・男女共同参画リーダー養成講座を開催し、女性の人権の意識啓発と見直しを図った。		男女共生セミナー・男女共同参画リーダー養成講座を開催し、女性の人権の意識啓発と見直しを図っていく。	A
	(3) -	人権意識向上啓発のため、PTA・教育者関係・保護者会・高齢者・自治振興会・女性グループ等対象の講座を開催した。		ジェンダー解消に向けた講座の開催や生涯学習・まちづくり出前講座において男女平等教育を推進する。	A

人権推進課	(3) -	女性相談室を年間13回に増設しDVに対する相談事業の充実を図った。	県女性支援センターと連携を図ると共に女性相談日の増設を目指し、多くの相談者の対応にあたる。また鳴門市として独自のDV救済ネットワークを作る。	B
	(3) -	人権擁護委員対応による人権相談(毎月1回)の実施について「広報なると」やHP等で周知した。	人権擁護委員対応による人権相談(毎月1回)の実施について「広報なると」やHP・「テレビ鳴門」等で周知する。	A
	(3) -	人権セミナーや男女共生セミナー等を「テレビ鳴門」で放映した。	人権セミナーや男女共生セミナー等を「テレビ鳴門」で放映する。	A
学校教育課	(2) -	保護者対象に人権教育についての研修会を開催し、男女平等意識を啓発した。	引き続き保護者対象に、人権教育や男女平等意識の啓発について研修会を開催する。	A
	(2) -	校務分掌を見直し固定的な役割分担の解消に努めた。	引き続き校務分掌を見直し、固定的な役割分担を解消していく。	A
	(2) -	教職員への研修他学校教育活動全体の中で人権意識を高めた。	引き続き教職員への研修他学校教育活動全体の中で人権意識を高めていく。	A
	(3) -	保健体育や理科の教科及び学級指導の時間に売買春問題や幼少女への性的被害防止の啓発を行った。	引き続き保健体育や理科の教科及び学級指導の時間に性教育や性犯罪防止の正しい認識を育てる。	A
青少年センター	(3) -	白いポスト活用により有害図書・ビデオ類を回収し、環境浄化に努めることで性的被害の抑止に資した。	売買春問題や、幼少女への性的被害防止のための啓発事業を継続する。	A
生涯学習課	(2) -	各種学級の中で25回実施し、出前講座でも地域における男女平等教育を推進した。	各種学級、生涯学習出前講座等を通じて男女平等を推進していく。	A
	(2) -	家庭教育支援総合推進事業において、単位PTAごとの34家庭教育学級を実施した。	家庭教育学級の子育て支援で男女平等教育学級を実施する。	A
	(3) -	男性が参加しやすい講座である成人学級の中で4回開催し充実を図った。	成人学級を開催し男性の参加を促し、男女共同意識を啓発する。	B

まとめ

長年に渡って形成されて来た男性優位の社会と、人々の意識を変えることは簡単ではありません。

しかし、社会情勢の変化とともに生活が確実に多様化する中、社会のしくみとともに人々の意識改革を行うことは重要です。

鳴門市では広報なるとを月1回配布、テレビ鳴門により市民に情報提供し、人権推進課や教育委員会でも講座やセミナー等で男女平等意識の啓発を続けています。また、生涯学習課では家庭教育学級・出前講座等で家庭からの意識改革を推進しています。

今後の事業計画については、人権推進課において男性向け啓発冊子発行計画やDV被害者救済ネットワーク作りを展開するなど、平成22年度までに意識改革の事業拡大を図ります。

基本目標

社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

男女が社会のあらゆる分野へ参画し、政策決定・意思決定の場で活躍するなどの男女共同参画は21世紀社会の基盤となるものです。

しかし、日本の政策決定の場での女性比率は先進諸外国に比べてまだまだ遅れていると言わざるを得ません。

今後、鳴門市においては、女性の社会進出と男女のさまざまな社会活動を支援していくと共に、意識の向上に向けた啓発を続けていきます。

所管課	課題 - 施策	18年度までの事業実績	評価	22年度までの事業計画	目標区分
総務課	(1) -	鳴門市情報公開・個人情報保護審査会の女性登用率40%を継続した。		鳴門市情報公開・個人情報保護審査会の女性登用率40%を継続する。	A
人事課	(1) -	女性職員を副課長以上に積極的に昇任した。		女性職員の管理職の割合を20%程度に引き上げる。	A
	(1) -	県等の実施する研修を利用した。市町村職員国内外研修プログラムに女性職員1名を派遣した。		県、市町村職員中央研修所等の実施する研修の利用により、人材育成を図る。	A
文化交流推進課	(1) -	鳴門市・リユネブルク市姉妹都市運営委員会がH18・7・15新任に伴い、女性委員登用率38.9%になった。		女性委員登用率40%を目標とした取り組みの推進する。鳴門市・リユネブルク市姉妹都市運営委員会での女性委員登用の促進を図る。	A
	(1) -	女性委員を積極的に登用する審議会づくりを目指してきた		女性委員を積極的に登用する審議会づくりを目指している。	A
	(1) -	委員の選考に際し、各団体の長に当てられていたものを、団体を代表する個人に変更するなどの見直しを図った。		委員の選考に際し、各団体の長に当てられていたものを、団体を代表する個人に変更するなどの見直しを図る。	A
市動民推進	(2) -	各種事業に女性団体の参加を呼びかけた。		各種事業及び自治会等に女性団体の参加を呼びかける。	B
保険課	(1) -	女性委員のいない審議会をなくした。		引き続き、女性委員のいない審議会がないよう留意する。	A
	(1) -	女性委員の登用を重視した委嘱をした。		引き続き、委員の登用にあたっては女性を重視した委嘱とする。	A
	(1) -	鳴門市国民年金保険運営協議会の役員改選時に女性委員登用率40%を目指した。		鳴門市国民年金保険運営協議会 委員26名のうち女性10名以上を目標とする。	B
健康企画室	(1) -	推薦団体に女性代表を選出するよう依頼した。		推薦団体に女性代表を選出するよう依頼する。	A
	(1) -	女性委員登用率40%を目指し、目的達成に努力した。		女性委員登用率40%を目指し、目的達成に向け検討・努力する。	A
人権推進課	(1)	男女共同参画リーダー養成講座を開催した。		男女共同参画リーダー養成講座を4回開設し政治や行政に対する関心を高める。	A
	(1)	女性協議会設置の検討ができなかった。		女性協議会設置を推進、女性グループ役員等に呼びかけて設置を目指す。	C

人権推進課	(1) -	労働関係機関からの各種資料を活用して女性委員登用率向上の周知を図った。	庁内ワーキンググループと連携を図り40%の達成を目指す。	B
	(1) -	女性委員のいない審議会解消に向けて労働関係機関からの各種資料を活用しての周知啓発を図った。	女性委員のいない審議会の調査、公表し積極的に推進する。	B
	(1) -	定期的な登用時状況の調査・好評は、労働関係機関からの各種資料を活用して周知啓発を図った。	毎年ワーキンググループの会を開催して調査、継続の上公表する。	B
	(1) -	各課所管の審議会の女性委員登用率をあげるよう依頼した。男女共同参画リーダー養成講座を開催した。	各課所管の審議会の女性委員登用率をあげるようワーキンググループ委員に定期的に依頼する。男女共同参画リーダー養成講座を開催する。	B
	(2) -	労働関係機関からの各種資料を活用して周知啓発を図った。	女性グループの実態調査を実施し、各種資料を活用しての周知啓発を推進する。	A
	(2) -	労働関係機関からの各種資料を活用して周知啓発を図った。	女性リーダーの登用を各種団体へ要請していく。男女共生セミナー等を通じて意識の醸成を図る。	A
	(3) -	女性相談において情報を提供したり、男女共生セミナー等の中で女性の経済的自立の意識づけになるような講義をした。	女性相談において情報を提供したり、男女共生セミナー等の中で女性の経済的自立の意識づけになるような講義を実施する。	A
	(3) -	人権セミナー・男女共生セミナーにおいて、男性の生活的自立を促す内容の講義をした。	人権セミナー・男女共生セミナーにおいて、男性の生活的自立を促す内容の講義を実施する。	B
商工観光課	(1) -	労働関係機関からの各種資料を活用して周知啓発を図った。	労働関係機関からの各種資料を活用して周知啓発するなど18年度事業を継続する。	A
	(3) -	労働関係機関からの各種資料を活用して周知啓発を図った。	労働関係機関からの各種資料を活用して周知啓発するなど18年度事業を継続する。	A
勤年労働者少	(1) -	関係機関との連携による人材発掘により女性委員登用率40%を目指した。	関係機関との連携による人材発掘により女性委員登用率40%を目指す。	A
農林水産課	(1) -	機会を捉えて、女性農業者の活躍の場を図るため、助言をした。	機会を捉えて、女性農業者の活躍の場を図るため、助言をする。	A
環境政策課	(1) -	環境市民会議委員の改選時に女性委員登用率40%の達成を目標に委員の選定を進めて来た。	環境市民会議委員の任期は2年となっており、本年度は改選期にあっている。改選時には女性委員登用率40%の達成を目標に委員の選定を進める。	A
	(1) -	現在所管している審議会等において女性委員は全てに在籍を遂げた。	現在所管している審議会等において女性委員は全てに在籍している。今後も男女共同参画社会推進の趣旨に沿って、審議会等の構成を進める。	A
	(1) -	委員会の設置目的を吟味の上、形式上の「あて職」を見直し、実務的選定の中で、女性委員の参加が得やすい状況をつくっていくこととした。	委員会の設置目的を吟味の上、形式上の「あて職」を見直し、実務的選定の中で、女性委員の参加が得やすい状況をつくる。	A
学校教育課	(1) -	女性の管理職登用を積極的に図った。	引き続き女性の管理職登用を積極的に図る。	A

学校教育課	(1) -	審議会に関係のある教育委員会等部課長級のあて職でおこなっているため男性が多くなってしまうのが現状だった。	審議会に関係のある教育委員会等部課長級のあて職でおこなっているため男性が多くなってしまうのが現状だった。しかし、女性委員のいない委員会はないため、引き続き現状を維持する。	A
	(1) -	女性委員のいない審議会をなくした。	現状の維持に努める。	A
生涯学習課	(1) -	女性のエンパワーメントにつながる事業の一環として各地域女性学級を実施した。	女性学級の充実に努める。	A
	(2) -	地域における男性の活動を促すための関連講座を開催した。	各種講座等の参加者の協力を得て周知に努める。	B
	(2) -	審議会等へ女性委員登用を依頼した。	審議会等へ女性委員登用を増やす。	B
	(2) -	大型公民館を中心に整備充実を図った。	大型公民館を中心に整備充実を図る。	A
	(3) -	公民館で女性のためのワープロ、パソコン講座を開催した。	公民館で女性のためのワープロ、パソコン講座を実施する。	A
	(1) -	女性委員登用率40%を目標とした取り組みを推進してきた。	放課後子ども教室推進事業・家庭教育支援総合推進事業等の運営委員に女性を積極的に登用を図る。	B

まとめ

これまで男性主導の社会であった日本において、社会のあらゆる分野への男女共同参画は、男性だけの意識改革でなく、女性の意識改革を主体として推進しなければ実現しないものです。

鳴門市では、地方自治法第180条の5に基づく委員会の女性委員の登用率と女性管理職登用率は毎年徐々に上がっていますが、各課所管の審議会等における女性委員の登用率は本年度1%の後退が見られました。これは、各地区の自治会役員において女性委員の登用が遅れていることが大きく起因しているものです。

女性の進出は、学校や職場に限らず地域社会から根ざすことが重要です。

基本目標

男女が共に担う家庭責任・地域づくりの推進

『男は仕事、女は家事』のように社会の仕組みとして組み込まれてきた性別役割分担も、家庭のあり方や考えの多様化により日々変化しています。
男女がお互いを尊重しともに家庭責任を担い、また男女平等の地域づくりを進める施策が求められています。

所管課	課題・施策	18年度までの事業実績	評価	22年度までの事業計画	目標区分
人事課	(1) -	出産・育児に関する支援等の概要についてスターオフィスへの掲示による周知とともに、職員個人にも休暇請求時に通知した。		出産・育児に関する支援等の概要を庁内LAN等により周知するとともに必要と思われる職員にも通知する。	A
市民活動推進課	(1) -	「鳴門市社会貢献活動の促進に関する条例」に対する市民の理解を深めるために講演会等を開催し、地域活動への積極的参画を促進した。		「鳴門市社会貢献活動の促進に関する条例」に対する市民の理解を深めるために講演会等を開催し、地域活動への積極的参画を促進する。	A
	(1) -	関係機関と連携し、男女共同参画による地域活動に関する各種のセミナーや講演会の情報を収集し提供した。「市民活動情報紙なると」を年4回発行した。		関係機関と連携し、男女共同参画による地域活動に関する各種のセミナーや講演会の情報を収集し提供する。「市民活動情報紙なると」を年4回発行する。	A
	(1) -	市民活動の拠点として市民活動支援センターの機能の充実を図った。NPO法人化の支援及び社会貢献活動団体相互の交流支援や、ネットワークを生かしたコミュニケーションづくりを推進した。		市民活動の拠点として市民活動支援センターの機能の充実を図る。NPO法人化の支援及び社会貢献活動団体相互の交流支援や、ネットワークを生かしたコミュニケーションづくりを推進する。	A
企画室 健康	(1) -	乳幼児健診や相談時において家事・育児・介護についての協力意識の啓発を図った。		乳幼児健診時やお元気サンルーム相談時に啓発を行う。	A
介護保険課	(1) -	家族介護支援事業をパンフレット・リーフレットにより啓発した。		パンフレット・リーフレットによる啓発介護予防普及啓発事業、包括的支援事業を推進していく。	A
	(1) -	家事・育児介護等の啓発は出前講座を開催した。また地域包括支援センターの構築を図った。		介護保険制度等の出前講座の開催、地域包括支援センター事業を推進する。	A
	(2) -	介護保険制度等の出前講座、包括的支援事業、家族介護支援事業を実施した。		介護保険制度等の出前講座、包括的支援事業、家族介護支援事業をなお一層推進する	A
	(2) -	訪問介護事業所の充実や地域包括支援センターの構築を図った。		訪問介護事業所の充実を図るとともに地域包括支援センター事業を推進する。	A
人権推進課	(1) -	男女共生セミナー等において共働き夫婦が協力しあって家庭責任を担うよう啓発した。		男女共生セミナー等において共働き夫婦が協力しあって家庭責任を担うよう啓発する。	A
	(2) -	女性管理職の登用を人事課に対し要請した。また各課に対し、女性リーダーの発掘・登用を依頼した。		女性管理職の登用を人事課に対し要請する。また各課に対し、女性人材バンク名簿を周知し、女性リーダーの発掘・登用を依頼する。	A

児童福祉課	(1) -	男女の育児・介護講座の実施時に県等の講座を活用した。	男女の育児・介護講座の実施時に県等の講座を活用する。	A
	(2) -	放課後児童健全育成事業の拡充を図った結果、放課後児童健全育成事業の拡充について児童クラブが1ヶ所増え12児童クラブになった。	未設置地域への啓発を行い、設置を図る。	A
	(2) -	ファミリー・サポートセンター事業の充実し子育て支援事業を図った。	広報等により事業の周知を行い、登録会員の増加を図る。	A
	(2) -	地域子育て支援センターの充実を図った。(うずしお保育園)	地域子育て支援拠点事業(うずしお保育園)等の実施により育児支援の充実を図る。	A
環境政策課	(2) -	環境問題の情報収集と提供のため環境市民会議(年1回)環境衛生組合連合会 役員会 年6回 理事会、総会各1回をそれぞれ開催した。	環境市民会議の開催(年2回程度)環境衛生組合連合会 役員会 年2回 理事会、総会各1回の開催予定であり、事業を継続する。	A
	(2) -	循環型社会実現のための新たなごみ減量計画策定等を通して、家庭や地域における実践活動の担い手として、あらゆる個人や家族またグループ等が協働、参加できるしくみづくりを進めていった。	地域や地球規模の環境問題の解決に向けて、家庭や地域における実践活動の担い手として、あらゆる個人や家族またグループ等が協働、参加できるしくみづくりを進めていく。	A
	(2) -	ごみ減量等の学習会への講師派遣(5回)・各地域における環境保全に関する取り組み(ごみ減量活動・啓発等)の協力を呼びかけ、市民主体による資源ごみ回収活動への支援を行った。	身近な水路の再生、地球温暖化防止体策など各地域における環境保全に関する取り組みへの学習会、リサイクルプラザでの環境問題の体験学習などを行う。	A
青少年センター	(2) -	家庭の日支援事業については実施しなかった。	家庭の日の支援活動事業を推進していく。	B

まとめ

一番身近な男女共同参画が果たせる場は家庭です。女性の社会進出が進む現代において、家庭の中で旧来の役割分担に囚われることは、昔以上に女性の負担を増大させることにつながります。

家庭や地域社会での相互協力が、少子化を歯止めし、女性の社会進出を後押し出来るのです。

鳴門市では、「鳴門市社会貢献活動の促進に関する条例」を制定し、その浸透を図るため、市民活動推進課で様々な広報活動を進めています。

また、多くの事業においてNPO法人等との連携を深め、男女が共同で担う家庭責任や地域づくりのネットワークを推進しています。さらに、児童福祉課・介護保険課でも育児や介護が安心してできる環境づくりのため、多くの事業を展開しています。

基本目標

就労における男女平等の推進と環境整備

男女雇用機会均等法や労働基準法の改正等で労働における男女平等の法整備は進んでいます。

しかし、女性の就労現場においての環境は依然として厳しく、派遣やパート等の不安定雇用が増え続けています。女性の能力を遺憾なく発揮できるような社会作りは、まだまだこれからと言わざるを得ません。

女性を取り巻く労働状況の改善や職業能力の開発を通し、男女平等の労働環境の整備が必要です。

所管課	課題・施策	18年度までの事業実績	評価	22年度までの事業計画	目標区分
人事課	(1) -	母性保護についての所属長への通知等を行い、啓発を図った。		引き続き母性保護についての所属長への通知等を行い、啓発を図っていく。	A
	(1) -	固定的な性別役割分担意識の是正を図るための取り組みをし、男女平等の職場づくりを啓発した。		固定的な性別役割分担意識の是正を図るための取り組みをし男女平等の職場づくりを啓発していく。	A
	(1) -	係長級を対象に女性の人権を含むセクハラ防止の研修を実施した。		係長級を対象に女性の人権を含むセクハラ防止の研修を実施する。	A
	(1) -	県等の実施する講座を利用促進し、女性の職業能力増進のための講座や訓練の機会を提供した。		県、市町村職員中央研修所等の実施する研修の利用により、人材育成を図る。	A
	(2) -	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の掲示とともに、啓発文書をスターオフィスに掲示した。		セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の見直しを行うとともに、啓発文書を庁内LANにて掲示する。	A
	(3) -	時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進について通知した。		時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進に関する通知を行う。	A
保険課	(3) -	保険事業の推進・特に人間ドッグ・脳ドッグを実施した。(人間ドッグ男166名 女192名 脳ドッグ30名)		保険事業の推進・特に人間ドッグ・脳ドッグの実施を行う。(人間ドッグ360名 脳ドッグ30名)	A
健康企画室	(2) -	がん検診(乳がん・子宮がん)・骨粗しょう症健診を実施し、働く女性の健康診断の充実を図った。		特定健診実施義務化による検診及びがん検診の受診率の向上を図る。	B
	(2) -	働く女性の母性保護を図るため、パンフレット等による啓発を行った。		マタニティマークによる啓発のためマーク入りキーホルダーを配布する。	A
人権推進課	(2) -	セクシュアル・ハラスメントについての防止の啓発が実施できなかった。		セクハラ防止研修を開催し、全職員に徹底を図る。	C
	(2) -	セクシュアル・ハラスメントに関する相談の充実が図れなかった。		庁内におけるセクハラ相談窓口の人事課やカウンセラーと連携し解決にあたる。	C
	(2) -	各種セミナーの中で女性リーダーの先駆者を講師に迎え、女性の職業能力の発揮促進を啓発した。		各種セミナーの中で女性リーダーの先駆者を講師に迎え、女性の職業能力の発揮促進を啓発していく。	A

人権推進課	(2) -	各種セミナー等で労働機関からの各種資料を活用し、雇用の平等や体制整備の向上の働きかけを行った。	各種セミナー等で労働機関からの各種資料を活用し、雇用の平等や労働環境整備の啓発を行う。	A
	(2) -	女性相談事業において支援とアドバイスをを行った。	女性相談事業において支援とアドバイスをを行う。	A
	(3) -	相談者の環境や問題のケースに合わせて的確な助言をした。	相談者の環境や問題のケースに合わせて的確な助言をしていく。	A
児童福祉課	(3) -	延長保育・一時保育・休日保育の充実を図った。	延長保育・一時保育の充実を図る。	A
	(3) -	乳児保育促進事業・障害児保育事業・乳幼児健康支援一時預かり事業の充実を図った。	障害児保育事業、病児・病後児保育の充実を図る。	A
	(3) -	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施を行い総合的な自立支援を図った。	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業を実施する。	A
	(3) -	児童クラブを増やし、放課後児童健全育成事業の充実を図った。	現在12ヶ所が運営を行っているが、未設置地域への啓発を行い、設置を図る。	A
商工観光課	(1) -	労働機関からの各種資料を活用し、男女雇用機会均等法・労働基準法の浸透のための啓発を図った。	労働関係機関からの各種資料を活用して周知啓発するなど18年度事業を継続する。	A
	(1) -	労働機関からの各種資料を活用し、雇用の平等に向けた雇用主などへの働きかけを行った。	労働関係機関からの各種資料を活用して周知啓発するなど18年度事業を継続する。	A
	(1) -	労働機関からの各種資料を活用し、介護休業制度導入奨励金等の助成制度活用の働きかけを行った。	労働関係機関からの各種資料を活用して周知啓発するなど18年度事業を継続する。	A
	(1) -	経営支援アシスト事業を促進するため広報誌などで周知、18年度は1件を予算計上した。	経営支援アシスト事業を促進するため広報誌などで周知、19年度も1件見積もり予算計上した。	A
	(1) -	市の融資制度を広報誌・リーフレットなどで開業者へのスタートアップ資金の支援を周知した。	市の融資制度を広報誌・リーフレットなどによる周知を継続する。	A
	(2) -	労働関係機関からの各種資料を活用して商工自営業者の労働条件整備への働きかけを図った。	労働関係機関からの各種資料を活用して周知啓発するなど18年度事業を継続する。	A
	(2) -	労働関係機関からの各種資料を活用してセクシャルハラスメント防止の周知啓発を行った。	労働関係機関からの各種資料を活用して周知啓発するなど18年度事業を継続する。	A
	(2) -	鳴門市開業者スタートアップ資金融資制度の利用促進の周知を行った。	鳴門市開業者スタートアップ資金融資制度の利用促進の周知を行う。	A

農林水産課	(1) -	家族経営協定の周知に努め、18年度までに78戸の締結があった。	21年度までに普及計画を90戸と定め、さらなる増加を図る。	A
	(1) -	女性対象の各種講習会を実施するとともに農協・漁協の理事や農業委員への女性の参画を促し指導者の育成に努めた。	女性対象の各種講習会を実施するとともに農協・漁協の理事や農業委員への女性の参画を促す。	A
	(1) -	鳴門藍住地区生活交流協議会活動に、農協・支援センターと連携し関連施策に取り組んだ。	農協・支援センターと連携し関連施策に取り組む。	A
	(3) -	農協広報紙やHPを活用し、事例紹介などの方法で家内労働法など各制度の周知を行った。	農協広報紙やHPを活用し、事例紹介などの方法で各制度の周知を行う。	A
学校教育課	(1) -	管理職を対象にセクハラ防止のための研修を行い、各学校でも研修の時間を設定した。	職員研修を実施したり、幅広く相談できる態勢づくりをする。	A

まとめ

女性を取り巻く労働環境は、依然として厳しいものがあります。

母性保護や育児休業制度の整備が進む中、制度を制度として終わらせることなく有効利用することは、雇用者や職場の人の理解や協力なしでは実現しません。

鳴門市では、母性保護について所属長に通知を行い啓発を図る一方、男女を対象としたセクハラ研修等で職場における男女平等を進めています。

人権推進課においては、セクハラ防止啓発やセクハラに対する相談対応事業が計画より遅れているため、今後は窓口である人事課やカウンセラーと連携を深め問題解決にあたります。

市民に対する支援や意識啓発については、これまで同様、商工観光課・農林水産課による事業等を通じて農林水産業や商業等の家内労働者・家族従業者に対する労働環境整備の支援・意識啓発を継続していきます。

基本目標 男女が共に自立した生き方を支える福祉の充実と健康の推進

個人の多様な生き方を支えるためには、福祉を充実させ、健康を保証する環境整備を行う必要があります。

女性の一生にわたる心身の健康を保障すること、また、女性の性と生殖に関する権利（自己決定権）は基本的人権として保障されなくてはなりません。

また、高齢化社会における社会環境の整備、障害を持った人やひとり親家庭の母親など、社会的に不利な立場にある女性に対する支援や社会福祉の充実を図る施策が求められています。

所管課	課題 - 施策	18年度までの事業実績	評価	22年度までの事業計画	目標区分
保険課	(4) -	エイズ、性病に関する正しい情報を提供するため国保加入全世帯へのリーフレットを13000部作成し送付した。		国保加入全世帯に啓発用のリーフレットを送付する。	A
健康企画室	(4) -	健康に関する情報をパンフレット等により啓発した。		健康に関する情報をパンフレット等により啓発していく。	A
	(4) -	出前講座等の講演会の開催により市民への啓発事業を実施した。		出前講座等の講演会の開催により市民への啓発事業を継続する。	A
	(4) -	基本健康検診、がん検診などの健康診断の受診率の向上を図った。		特定健診の義務化による検診及びガン検診の受診率の向上を図る。	B
	(4) -	「広報なると」「テレビ鳴門」等により健康に関する情報提供を行った。		「広報なると」「テレビ鳴門」等により健康に関する情報提供を継続する。	B
	(4) -	お元気サンルームの設置により、母子保健相談指導や妊婦健康相談業務の充実を図った。		お元気サンルームでの相談業務の充実を図る。	B
	(4) -	健康に関する関係者の研修を実施した。		健康に関する関係者の研修を継続して行う。	A
介護保険課	(1) -	地域包括支援ネットワークの構築、家族介護支援事業、介護相談員事業により地域のケアシステムの充実を図った。		地域包括支援ネットワークの構築、家族介護支援事業、介護相談員事業により地域のケアシステムの充実を図る。	A
	(1) -	介護保険制度等の出前講座や介護相談員養成講座開催により介護についての学習・研修機会を提供した。		介護保険制度等の出前講座や介護相談員養成講座開催により介護についての学習・研修機会の提供を継続する。	A
	(1) -	パンフレット・リーフレットによる啓発や地域包括支援ネットワークの構築を図り、介護保険制度の円滑化に向けての啓発と地域の実情に応じた対策を講じた。		パンフレット・リーフレットによる啓発や地域包括支援ネットワークの構築を図り、介護保険制度の円滑化に向けての啓発と地域の実情に応じた対策を継続して行う。	A
	(1) -	介護相談員派遣事業、介護相談ホットラインや介護についての相談業務を充実し、地域包括支援ネットワークの構築を図った。		介護相談員派遣事業、介護相談ホットラインや介護についての相談業務を充実し、地域包括支援ネットワークの構築を図る。	A

介護 保険課	(2) -	介護保険施設の充実、介護相談員事業、ケアプラン評価事業により地域のケアシステムの充実を図った。	介護保険施設の充実、介護相談員事業、ケアプラン評価事業により地域のケアシステムの充実を図る。	A
	(1) -	各種セミナーや相談事業においてジェンダー差別と人種差別の解消を啓発した。	各種セミナーや相談事業においてジェンダー差別と人種差別の解消を啓発する。	A
人権 推進課	(2) -	各種セミナーにおいて障害のある人への支援を啓発した。	各種セミナーにおいて障害のある人への支援を啓発していく。	A
	(2) -	男女共生セミナー等で介護経験者や医師による講義の中で介護に対する男性の意識改革を啓発した。	男女共生セミナー等で介護経験者や医師による講義の中で介護に対する男性の意識改革を啓発していく。	A
高 齢 障 害 福 祉 課	(1) -	老人福祉センターの充実を図った。(18度より指定管理者制度を導入)	老人福祉センターの充実を図る。	A
	(1) -	シルバーシティプラン推進事業として老人クラブ、シルバー人材センター活動事業の充実を図った。	老人クラブ、シルバー人材センター活動事業の充実を図る。	A
	(1) -	生きがい活動支援通所事業の充実を図った。	生きがい活動支援通所事業の充実を図る。	A
	(1) -	緊急通報装置設置・老人福祉電話を設置し、地域におけるケアシステムの充実を図った。	緊急通報装置設置・老人福祉電話を設置し、地域におけるケアシステムの充実を図る。	A
	(1) -	老人日常生活用具給付事業及び高齢者住宅改造促進事業を活用した。	老人日常生活用具給付事業及び高齢者住宅改造促進事業の活用を図る。	A
	(1) -	市の施設・道路等について機会があればバリアフリーを配慮してもらうよう働きかけた。	市の施設・道路等についてバリアフリーを配慮してもらうよう働きかける。	A
	(2) -	ハローワーク・障害者就業・生活支援センターとの連携を図りながら雇用促進を進めた。	訓練等給付事業を活用し、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターとの連携で雇用支援する。	A
	(2) -	障害者に関する行事の後援のなかで啓発を行った。	障害者に関する行事の後援のなかで啓発を継続していく。	A
	(2) -	障害者生活支援事業・成年後見制度サービス調整会議等で相談事業の拡大を図った。	相談支援事業を拡充する。	B
	(2) -	鳴門市身体障害者連合会及び鳴門市手をつなぐ育成会を活用することでネットワーク作りを促進し、鳴門市心身障害者福祉便覧発行及び「広報なると」「福祉のしおり」等にて情報提供した。	指定相談支援事務所や障害者団体の活用を図るとともに、鳴門市心身障害者福祉便覧発行及び「広報なると」「福祉のしおり」等にて情報提供を継続する。	A
(2) -	心身障害者等無料バス、障害者社会参加促進事業を活用し、障害者の社会参画の支援を行った。	障害者社会参加促進事業の活用と心身障害者等無料バスの提供を継続する。	A	

高 齢 障 害 福 祉 課	(2) -	障害者日常生活用具給付事業及び障害者住宅改造促進事業等を活用し、障害者に配慮した住環境の整備をした。	障害者日常生活用具給付事業及び障害者住宅改造促進事業等を活用する。	A
児 童 福 祉 課	(3) -	母子家庭等医療費助成事業の充実や児童手当の支給など総合的な自立支援事業を実施した。	母子家庭等医療費助成事業の充実や児童手当の支給など総合的な自立支援事業を実施する。	A
	(3) -	ひとり親家庭の相互グループづくりとして鳴門ファミリーサポートセンターの案内、母子寡婦福祉連合会の行事に参加した。	ひとり親家庭の相互グループづくりとして鳴門ファミリーサポートセンターの案内、母子寡婦福祉連合会の行事に参加する。	A
商 工 観 光 課	(1) -	労働関係機関からの各種資料を活用して介護休業法の導入、定着に向けて啓発を行った。	労働関係機関からの各種資料を活用して介護休業法の導入、定着に向けた啓発事業を継続する。	A
生 涯 学 習 課	(1) -	高齢者学級の中で7回実施し充実を図った。	高齢者学級を実施するにあたり参加者増を図る。	A

まとめ

男女が共に支えあいながらも自立した生き方をするために、鳴門市では様々な福祉事業を展開してきました。

保険課においては、エイズや性病に関する情報誌を国保加入全世帯へ配布しました。

健康企画室では、健康診断や健康相談事業の拡充を図っているところです。

また、高齢障害福祉課や介護保険課でも、高齢者や障害のある人に対する支援や介護事業の構築・充実を図っていますが、今後も社会的弱者への支援策は行政と市民が一体となった施策・対応が必要です。

基本目標

国際交流・国際貢献の推進

近年、国際化が進む中、鳴門市にも多くの外国人が在住し、その人数は毎年増加しています。またリュネブルグ市や青島市との交流も年々盛んになっています。国際交流や国際的な活動の場においても、異文化交流を大切にし、人権を尊重する男女平等参画の実現を図っていくことが必要です。

所管課	課題・施策	18年度までの事業実績	評価	22年度までの事業計画	目標区分
文化交流推進課	(1) -	姉妹都市・友好交流都市との相互的な交流促進の一環として第16回姉妹都市親善使節団を受け入れた。		第17回姉妹都市親善使節団を派遣する。	A
	(1) -	在住外国人との交流活動の促進を図った。		国際交流活動の促進を図るために国際交流協会に補助をする。	A
	(1) -	C I R（国際交流員）及びA L T（外国語指導助手）制度を活用し、ドイツ・中国よりC I Rを受け入れた。		C I R（国際交流員）及びA L T（外国語指導助手）制度の活用によりドイツ・中国よりC I Rを受け入れる。	A
	(1) -	国際交流員並びに国際交流協会が外国人に対する相談業務を行った。		国際交流員並びに国際交流協会等により外国人に対する相談業務の充実を図る。	A
	(1) -	国際交流協会にて英語講座の開設を行った。		・ボランティア通訳養成塾 ・外国人のための日本語講座の開設 ・ドイツ語初心者講座を開催するなど講座事業の充実を図っていく。	A
	(1) -	海外情報の収集と提供について、国際交流員を中心に当課と国際交流協会が行った。		海外情報の収集と提供を図っていく。	A
	(1) -	市民グループなどへの活動拠点として事務室を提供し、国際交流協会補助金を交付した。		市民グループなどへの活動拠点の提供を継続する。	A
文化会館	(1) -	鳴門市文化会館運営委員会での女性委員登用率40%の推進に努めた。		鳴門市文化会館運営委員会にて女性委員登用率40%を目標とした取り組みの推進に努める。	A
人権推進課	(1) -	女性グループに対して海外派遣事業を周知した。		男女共生セミナー等を通じて女性に対して海外研修や国際交流への参画を促していく。	A
	(1) -	各種セミナーにおいて、海外での活動経験者を講師に向かえ、海外経験の中から国際協力意識を啓発した。		男女共同参画リーダー養成講座の講師に外国人を起用するなど、地球規模で公正な国際協力を推進できる人材を養成する。	A
学校教育課	(1) -	鳴門教育大学で学ぶ世界各国の留学生を小学校に招待し、交流活動を促進した。		引き続き、鳴門教育大学で学ぶ世界各国の留学生を小学校に招待し、遊びや歌などさまざまな交流活動を促進する。	A

まとめ

平成19年4月現在、鳴門市には34カ国・450余人の外国人が在住しています。

国際交流が盛んになるほど情報提供・活動支援のニーズは高く、鳴門市では文化交流推進課を中心とする外国人の受け入れや交流支援事業として、リユーネブルグ市との使節団の交流や、語学講座の開講・相談業務事業を展開してきました。

また、学校教育課において鳴門教育大学の留学生を小学校に招待し、遊びや歌などの心温まる交流事業を行っています。

今後も市民と在住外国人との交流機会を促進するとともに、国際的活動をする市民グループ等への情報提供や活動拠点の提供をします。

そして、女性の国際進出を推進し、地球規模の視点に立つ公正な国際協力の拠点づくりを推進していきます。

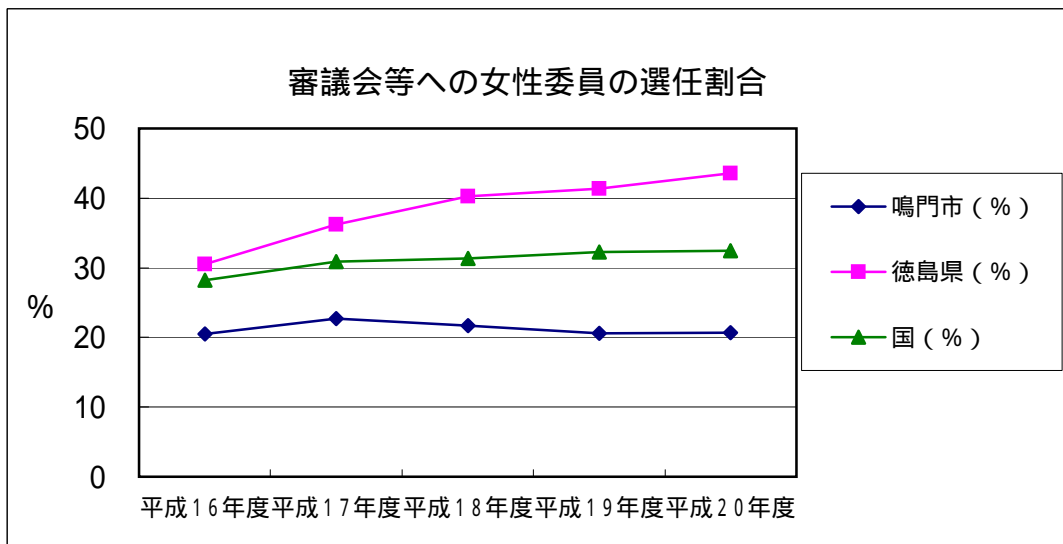
地方自治法第202条3項に基づく審議会等における女性委員の登用状況

年度	鳴門市 (%)	徳島県 (%)	国 (%)
平成16年度	20.5	30.5	28.2
平成17年度	22.7	36.2	30.9
平成18年度	21.7	40.3	31.3
平成19年度	20.6	41.4	32.3
平成20年度	20.7	43.6	32.4

地方自治法第202条の3・・・普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停・審査・審議・又は調査を行う機関とする。

鳴門市の各課が所管する審議会の女性委員の登用状況

審議会数・・・45
 平成19年度 22.6%
 平成20年度 22.1%



鳴門市職員役職別女性登用状況

平成19年4月1日現在

管理職総数	女性職員	女性比率%	うち一般行政 職管理職	女性管理職	女性比率%
211人	34	16.1	121	14	11.6

階級別内訳

	職員数	女性職員	登用率	
部長級	22人	1人	4.55%	管理職 16.1%
課長級	88人	12人	13.64%	
副課長級	101人	21人	20.79%	
係長級	270人	141人	52.22%	

- * 部長級 . . . 理事、参事を含む。
- * 課長級 . . . 主幹を含む。
- * 副課長級 . . . 主査・かいの長・出先の長を含む。
- * 係長級 . . . 主任を含む。

徳島県内における他市の女性管理職登用状況

平成19年4月1日現在

市	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率
徳島市	468	124	26.50%
小松島市	125	28	22.40%
阿南市	113	10	8.80%
吉野川市	74	14	18.90%
阿波市	90	22	24.40%
美馬市	110	15	13.60%
三好市	114	26	22.80%

地方自治法に基づく委員会等の女性の登用状況

※地方自治法第180条の5・・・執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は次のとおりである

1 教育委員会 2 選挙管理委員会 3 人事委員会又は公平委員会 5 農業委員会
6 固定資産評価審査委員会

平成18年4月1日現在

番号	委員会名	委員総数（人）	うち女性委員数（人）	女性委員割合（％）	担当課
1	教育委員会	5	1	20.0	教育総務課
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	選管委員会
3	公平委員会	3	1	33.3	総務課
4	監査委員	2	0	0.0	監査事務局
5	農業委員会	36	0	0.0	農業委員会
6	固定資産評価審査委員会	8	3	37.5	総務課
	計	58	5	8.6	

平成19年4月1日現在

番号	委員会名	委員総数（人）	うち女性委員数（人）	女性委員割合（％）	担当課
1	教育委員会	5	1	20.0	教育総務課
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	選管委員会
3	公平委員会	3	1	33.3	総務課
4	監査委員	2	0	0.0	監査事務局
5	農業委員会	34	0	0.0	農業委員会
6	固定資産評価審査委員会	9	3	33.3	総務課
	計	57	6	10.5	

審議会等への女性の選任状況(平成17年度～19年度)

各年度4月1日現在

	審議会等の名称	設置根拠	委員数	女性委員登用率(%)			担当課名
			人	17年度	18年度	19年度	
1	鳴門市防災会議	災害対策基本法第16条	36	5.3	5.3	5.6	防災安全課
2	民生委員推薦会	民生委員法第5条	14	28.6	28.6	28.6	高齢障害福祉課
3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条	26	23.1	23.1	23.1	保険課
4	鳴門市水防協議会	水防法第33条	17	5.9	0.0	5.9	土木課
5	鳴門市介護認定審査会	介護保険法第14条	32	42.4	42.4	37.5	介護保険課
6	環境審議会	環境基本法第44条	10	40.0	40.0	40.0	環境政策課
7	鳴門市廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7	16	40.0	40.0	45.0	廃棄物対策課
8	公設地方卸売市場運営審議会	卸売市場法第13条	16	6.7	6.3	6.3	公設市場
9	鳴門市交通安全対策会議	交通安全対策基本法第18条	19	0.0	0.0	0.0	防災安全課
10	鳴門市公民館運営審議会	社会教育法第29条	128	29.7	28.1	28.1	生涯学習課
11	鳴門市図書館協議会	図書館法第14条	10	30	22.2	20.0	図書館
12	鳴門市文化財保護審議会	文化財保護保護条例	5	0.0	0.0	0.0	生涯学習課
13	鳴門市都市計画審議会	都市計画審議会条例	14	6.7	14.3	14.3	都市住宅課
14	鳴門市・リユースブル市姉妹都市運営委員会	鳴門市・リユースブル市姉妹都市条例	18	38.9	38.9	38.9	文化交流推進課
15	鳴門市文化会館運営委員会	鳴門市文化会館条例	7	0.0	0.0	14.3	文化会館
16	人権福祉センター運営審議会	鳴門市隣保館条例	15	6.7	6.7	6.7	人権推進課(人福セ)
17	鳴門市青少年会館運営委員会	鳴門市青少年会館条例	18	11.1	11.1	11.1	青少年会館
18	川崎会館運営審議会	鳴門市隣保館条例	15	6.7	6.7	6.7	人権推進課(川崎会館)
19	鳴門市情報公開・個人情報保護審査会	鳴門市情報公開・個人情報保護審査会条例	5	20.0	40.0	40.0	総務課
20	鳴門市総合計画審議会	鳴門市総合計画審議会条例	30	31.0	26.7	26.7	企画調整課
21	鳴門市奨学生審査委員会	鳴門市奨学金支給条例	11	9.1	9.1	9.1	学校教育課
22	鳴門市青少年センター運営協議会	鳴門市青少年センター設置条例	8	42.9	42.9	25.0	青少年センター
23	鳴門市社会教育委員	鳴門市社会教育委員条例	14	21.4	21.4	21.4	生涯学習課
24	鳴門市体育指導委員	スポーツ振興法第9条	25	16.0	16.0	16.0	体育振興室
25	鳴門市勤労青少年ホーム運営委員会	鳴門市勤労青少年ホーム条例	14	14.3	14.3	14.3	青少年ホーム
26	鳴門競艇場営業審査委員会	鳴門競艇場における営業に関する条例	8	12.5	11.1	12.5	競艇事業課

27	公務災害補償等認定委員会	鳴門市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例	5	0.0	0.0	0.0	人事課
28	鳴門市人権施策推進審議会	鳴門市人権条例	15	40.0	40.0	26.7	人権推進課
29	鳴門市職員倫理審査会	鳴門市の公務員倫理に関する条例	3	0.0	33.3	33.3	人事課
30	鳴門市国民保護協議会	国民保護法第40条	38			5.3	防災安全課
31	鳴門市障害程度区分審査会	障害者自立支援法第16条	13			38.5	高齢障害福祉課

↑ 地方自治法202条の3項に基づく審議会等

32	鳴門市地域包括支援センター運営協議会	介護保険法第105条の39	10		40.0	40.0	介護保険課
33	鳴門市健康づくり推進協議会	国民健康づくり地方推進事業実施要綱	15	33.3	33.3	33.0	健康企画室
34	鳴門市予防接種健康被害調査委員会	鳴門市予防接種健康被害調査委員会設置要綱	6	16.7	16.7	16.7	健康企画室
35	鳴門市老人ホーム入所判定委員会	鳴門市老人ホーム入所判定委員会設置要綱	6	33.3	33.3	16.7	高齢障害福祉課
36	鳴門市少年婦人防火委員会	消防クラブ、婦人消防クラブ強化（S54.消防予防第160号）	10	30.0	30.0	42.9	消防本部（予防課）
37	鳴門市危険物安全協会	鳴門市危険物安全協会会則	11	0.0	0.0	0.0	消防本部（予防課）
38	鳴門市明るい選挙推進協議会	鳴門市明るい選挙推進協議会規約	22	66.7	71.4	68.2	選挙管理委員会
39	鳴門市給食センター運営委員会	鳴門市学校給食センター条例施行規則	19	16.7	26.3	22.2	給食センター
40	鳴門市障害児就学指導委員会	鳴門市障害児就学指導委員会設置規則	12	16.7	16.7	16.7	学校教育課
41	鳴門市視聴覚ライブラリー運営委員会	鳴門市視聴覚ライブラリー設置規則	10	50.0	40.0	30.0	教育研究所
42	鳴門市農業振興地域整備促進協議会	農業振興地域整備促進法	16	0.0	6.3	6.3	農林水産課
43	鳴門市農業関係資金推進会議	鳴門市農業関係資金推進会議設置運営要領	10	0.0	0.0	0.0	農林水産課
44	鳴門市経営生産対策推進会議	経営対策体制整備推進事業実施要綱	8	0.0	0.0	0.0	農林水産課
45	鳴門市福祉施設移管先選定委員会	鳴門市福祉施設移管先選定委員会設置要綱	9	55.6	66.7	66.7	児童福祉課

○ 平成18年度中に終了・解散した審議会

鳴門市公共下水道事業受益者負担金等審議会（下水道課）	下水道の受益者負担等について審議・答申し、平成18年度終了した。
鳴門市水道ビジョン審議会（水道事業課）	鳴門市の水道ビジョンについて1年余り審議し、平成18年度で終了した。
鳴門市運輸事業審議会（運輸事業局）	平成18年度、運輸事業基本計画について答申を示し終了した。
鳴門市地域子ども教室実行委員会（生涯学習課）	3年間の期間限定の審議会で、国の補助事業を審議・実行に寄与した。現在は名称変更し継続している。

○ 平成19年度に発足した審議会

鳴門市国民保護協議会（防災安全課）	国民保護計画について協議・審議等を行うために平成19年度に発足した。
-------------------	------------------------------------

女性相談事業

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	合計
01 いきかた	7	0	4	8	1	0	20
02 こころ	0	2	6	6	8	2	24
03 夫婦間	4	10	6	4	8	13	44
04 親子・家族	15	12	0	12	14	19	72
05 人間関係	2	0	0	0	2	0	4
06 性	1	0	6	0	0	2	9
07 暮らし	1	0	0	0	0	0	1
合計	30	24	22	30	33	36	24

「配偶者暴力防止法」が制定された平成13年、時を同じくして鳴門市では「鳴門パートナーシッププラン」の策定とともに女性相談事業を開始しました。

これは、様々な悩みを抱えた鳴門市在住の女性に対し、フェミニストカウンセラーが一人ひとりていねいに相談に応じているものです。

相談件数は年々増加の一途をたどっている状況で、平成19年度はさらに申し込み件数が増えています。

相談内容については、夫婦・親子等の家族間の悩みが全体の68%を占めています。

性被害の相談は全体の5%と、決して大きい数字ではありませんが、その内容はセクシャルハラスメント等深刻な内容であるため、今後も救済・支援を必要とする重要な課題としてとらえています。

また、女性の社会進出により生き方が多様化する中、悩みも複雑化し、最近ではDV被害による救済を求める相談者が増えています。

DV防止法の改正点の中には、DV被害者に対する救済・支援体制を強化することを市町村に対し努力義務が課せられました。

鳴門市においても、DV被害者の早期発見・救済・心のケアのために、この女性相談事業は今後はさらに拡充していかなければならないと考えています。

鳴門市女性相談カウンセラー

ウィメンズカウンセリング徳島・河野和代

女性相談のほとんどが家族についての悩みです。とりわけ夫や恋人による女性への暴力の問題は深刻化しています。DV防止法が施行された平成13年を境に、年々DV相談が増えているのが現状です。

しかし、個々のケースを見た場合、妻や母親としての役割を優先して自分に目を向けることを難しくさせているのがわかります。そのため、相談事業においては、女性が自分自身の感情に気づいて問題を整理する作業をサポートし、心理的な回復や他者との関係の変化などに向けた援助を心がけています。

相談者が自ら意思決定した生活設計が立てられるよう、また充実した社会生活が営めるようアドバイス・支援することで、女性が個人として尊重される社会にするため、今後も鳴門市相談事業に貢献して行く所存です。

資料

ワーキンググループ委員報告

～ 委員にとっての男女共同参画 ～

A 委員

鳴門パートナーシッププランを遂行するワーキンググループの委員として、総務課の立場から報告させていただきます。

今回、本計画の重点目標のひとつである、女性委員登用率の目標値となる審議会等の基準を、地方自治法第 202 条の 3 に基づく付属機関として見直しを行った結果、31 審議会を選定し、他に各課が所管する 14 審議会を合わせて 45 審議会としました。

しかし、この 45 審議会の他にも条例設置のない各種協議会等が存在していることから、今後も目標数値のベースとなる付属機関の位置付けや選定については、十分検討する必要がありますのではと感じております。

また鳴門市の場合、徳島県や国と比較しても女性委員登用率は低く、目標設定値である 40% にはほど遠い状況にあります。これは各審議会の委員が自治振興会の代表者や各種団体の役員で構成していることから、各種団体役員への女性登用が低いのが原因の 1 つであると考えられます。やはり、男女共同参画の推進は、個人の意識改革からはじまり、地域・職場・家庭等における環境改革を促していくことが重要であると改めて感じたところです。

B 委員

各課が所管する審議会等による女性委員の登用率が伸び悩んでいますが、これは各自治振興会役員において女性の登用が遅れていることが大きく起因していると思われます。事実、鳴門市の各地区自治振興会の会長は男性ばかりです。自治会活動には女性も積極的に参加していますが、どちらかと言えば、補佐的な役割を担っているのが現状です。

まだまだ社会に残る制度や慣習の中に、性別役割分担意識が根強く存在し、男性はもちろんですが、なかなか意識改革ができない自分も含め、女性の意識改革の必要性を感じています。

C 委員

現在、市民の健康維持に係る保険事業に携わる中で、福祉の根底を支えるものは心身の健康であり、女性の地位向上においても、全く同じであると言うことを改めて考えさせられます。

女性が社会で生き生きと活躍するためには、まずは自身が健康で、家族も健康であることが必要です。夫婦や家族がともに支え合ってこそ、職場や地域で活躍できるのだと思います。

今後も引き続き、女性の社会進出を支える環境整備と言った観点からも保険事業の充実を図っていきたいと思います。

D 委員

ワーキンググループ委員の一員として、まず、男女共同参画を具体的にどのように推進すればいいのか、同時に男女共同参画とはどのようなことなのかとの疑問が湧いてきます。男女共同参画・ジェンダーフリーなどの言葉は、知っているものの何となくこのようなことであろうと感じているにすぎませんでした。もっと深く男女共同参画について学習し、また、男女共同参画の推進に具体的に何をしなければならないかなどを模索しながら委員として恥ずかしくないように努力をしなければならないと思っています。

そのひとつとして、選挙管理委員会所管の審議会等における女性委員の登用率の上昇に努力をしなければなりません。と同時に女性の登用率がかなり高い審議会においても、やはり会長は男性・女性は副会長までが現状であり、そのあたりの意識についてはジェンダーを気づいてもらえるような努力をしなければと感じています。

男女共同参画を考える時、男性はとかく女性の意識が低いと女性のせいにしてしまう傾向があるように思います。このことは、すべての差別に通じてしまう意識であり、差別する側は被差別の側に責任を押しつける傾向があるのではないかと感じています。もちろん、被差別の立場が声を大にして差別の不当性を訴えなければ差別はなくなることと同時に感じています。

今後は、ワーキンググループの委員として恥ずかしくないように学習しながら、鳴門市行政における男女共同参画の推進に少しでも寄与できるようにと思っています。

鳴門パートナーシッププラン事務局

鳴門パートナーシッププラン策定後6年が経過し、中間報告書として様々な調査結果や統計をまとめました。

本中間報告書に掲げた事業実績及び調査報告はワーキンググループの尽力によるものですが、調査研究委員会も含め本計画に関わった全ての職員が、業務でありながら業務としてだけでなく、改めて「女性にとって、男性にとってのいいパートナーとはなんなのか?」「家庭での、地域での男女協働とは?」と、この難しい課題を再考する機会にもなりました。

このように、『男女共同参画』とは行政による施策だけでは推進・実現するものではなく、人々の生き方・考え方など生活全般に深く根ざしたものであると言えます。また、『男女共同参画』をはじめ、全ての行政施策が鳴門市民の皆さまがいきいきと生活していけるため、鳴門で生きて行くことに幸せを実感できるように遂行していることを改めて実感する業務でもありました。

平成19年9月現在、全体的な事業実績はほぼ計画通りであり、鳴門市では始めて女性の部長級への登用が実現し、地方自治法180条の5委員会の女性委員登用率が上昇するなど明るい材料がある反面、各課所管の審議会等における女性委員の登用率は、昨年より1%低下するにいたっています。これは、ワーキンググループからの意見にもあるように、各地区の自治振興会においての女性役員登用が遅れていることが大きな要因であると思われます。そのため、今後は女性委員登用率の向上に向けて、地域からの意識改革が不可欠であることから、ワーキンググループ各位に、なお一層の啓発・推進を依頼したところです。

今後も、本計画の目標達成のため、また、真の男女共同参画社会実現のため、皆さまのご協力をお願いいたします。

用語解説索引

- (1) 育児・介護休業法
- (2) N G O
- (3) N P O
- (4) エンパワーメント
- (5) 家族従業者
- (6) 家内労働者
- (7) ジェンダー
- (8) 授産施設
- (9) 生涯学習
- (10) 女性グループ
- (11) 女性の海外研修奨励
- (12) 女性リーダー
- (13) セクシュアル・ハラスメント
- (14) 男女共同参画社会
- (15) 特定職業従事者
- (16) ドメスティック・バイオレンス (D V)
- (17) 地球規模問題
- (18) ネットワーク
- (19) 売買春
- (20) バリアフリー
- (21) フレックスタイム
- (22) 保育サービス
- (23) メディア
- (24) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
- (25) 両立支援

(1) 育児・介護休業法

民間企業の男女労働者に子どもが1歳になるまでの最高1年間、育児のため休業することを認めるよう事業主に義務づける法律施行は1992年4月1日子どもを養育する労働者が退職することなく仕事を続けることができるようにする目的で、休業の他にも育児のための短時間勤務の導入などを盛り込んでいる。さらに99年4月からは、同居家族などに介護の必要が生じた場合、申請に基づき3ヶ月以内の期間で休業を認める「介護休業」に関する規定が施行された育児・介護休業の期間中は、休業前賃金の25%（2001年1月から40%）が雇用保険から支給される。

(2) NGO

非政府組織・国家間の協定によらず民間で設立される非営利の団体、非営利という点でNPOとほぼ同義であるが、女性問題、平和、環境保護、援助などの国的に課題となっている分野で活動するものを指して呼ばれることが多い。国連経社会理事会に認定され、国連機関と協力して活動するものを国連NGOという。

(3) NPO

行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。平成10年に、この組織に法人格を与え、活動を支援するため特定非営利活動促進法【いわゆるNPO法】が成立した。法は福祉のまちづくり、男女共同参画、環境など様々な分野で活動を行っている。

(4) エンパワーメント【empowerment】

「女性が力をつけること」、さらに「女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること」をいいます。1995年に開催された「第4回世界女性会議」のキーワードになり、以降、女性問題への取り組みの中で重要視されている考え方です。

この考え方をういた女性問題への取り組みは、「下から上へ」のボトムアップの方向を目指し、自分たちで自分たちの状況を変えていこうとする直接的な行動であること、一部の女性の運動ではなく大勢の市民の草の根の運動が重視されていることなどの特徴があります。一人ひとりのエンパワーメントとその連帯が男女共同参画社会の形成につながります。

(5) 家族従業者

商工業等の自営業において、女性が家族従業者として自営業における経営と家計の両立を行っている場合をいう。

(6) 家内労働者

農山漁村の女性は、農林水産業の主要な担い手として貢献しています。家族経営に基づくため、女性が共同経営者でありながら、自分名義の口座や資産を保有していない場合が見られます。

(7) ジェンダー【gender】

「文化的、社会的につくられた性別」のことを言います。

人が誕生と同時に割り振られる男女という区分（セックス＝生物学的な性別）とは別に、期待される男女のあり方、例えば、行動や態度、職場や家庭等での役割といったような固定化した男女のイメージは、その文化や社会が作り上げた人為的なものであることを意味します。従って、社会を変えることにより、そのあり方も変えることができます。そのような「ジェンダー」にとらわれず各人の個性に基づく自由な意志や考え方を「ジェンダー・フリー」と言います。反対にジェンダーに縛られた見方や考え方を「ジェンダー・バイアス」と言います。つまり「ジェンダー・フリー」な考え方をもちて行動することが大切であり、性別による区分けや期待、役割から解放された社会のあり方が男女共同参画社会形成の実現には必要です。

(8) 授産施設

1949年の身体障害者福祉法の施行により児童福祉法に規定されている。身体障害者で雇用されるのが困難なもの、生活に困窮するもの等を入所させ、必要な訓練を行い、職業を与え自活させることを目的とする施設である。

(9) 生涯学習

変化する社会に主体的に対応しながら、そこで一人ひとりの個性・能力を十分に発揮し、自立し豊かな生活を作っていくことを目的として、一生涯を通して学習者の自発性主体性を基本に行われる学習。

(10) 女性グループ

女性問題や環境保全、リサイクルなどの今日的課題に取り組んでいる女性の集まり。

(11) 女性の海外研修奨励

先進諸国の女性との交流を通して訪問国の女性を取り巻く福祉、教育、労働者の実情を学び、友好を深め、国際的視野を持つ女性リーダーを養成し、本市女性の地位と福祉向上に向けて意識啓発を図る。

(12) 女性リーダー

女性の社会活動、教育活動の企画・運営を主体的に担って女性問題を幅広く学習し、地域、職場、団体グループ等で知識や経験を活かし、能力を発揮し、その組織の女性指導者。

(13) セクシュアル・ハラスメント

性差別の具体的な現れとして職場や学校で起きる性的いやがらせを指す。相手の意に反した性的な性質の言動であり、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示等が含まれる。

(14) 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を言います。

「男女共同参画社会基本法」は、1999年6月22日に施行されています。

(15) 特定職業従事者

公務員、教職員、医療関係者、福祉関係者、警察職員、法律家、裁判官、消防職員、議会関係者、マスメディア関係者など、とくに人権との関わりが深い職業に従事し、また、人権の実現に影響を与える特別な地位にある人をいう。「人権教育のための国連10年行動計画」では、特定職業従事者に対する人権教育の推進が強調されている。

(16) ドメスティック・バイオレンス（女性に対する暴力）

夫（パートナー）や恋人からの暴力。広義では、女性、子ども、高齢者、障害者、家庭内弱者への「継続的な身体的虐待、心理的虐待、基本的ニーズのはく奪、性的虐待を指す。

女性問題との関連では、法律上の婚姻の有無を問わず親密な関係にある男性が女性に対して用いる身体的心理的暴力を指す。」

(17) 地球規模問題

国により政治、経済、社会、文化の状況が異なっても、女性問題は共通するものが多く、「平等・開発・平和」の目標に向け取り組んでいるが、現在、早急に解決を求められているのは、「貧困・人口・環境」などを巡る地球規模の問題である。

(18) ネットワーク

人対人で同時に数多くの人とアクセスすることが出来る共同体関係機関や団体、企業等との連携を図り住民のニーズに対する企画を進め地域間の交流、情報交換を図る。

(19) 売買春

買う側は多くは、男性であり、売る側は女性であることが多い。金銭を介して性的な関係を持つことであり「買春」「売春」の相互関係をさす。

(20) バリアフリー

高齢者や障害者が生活していく際の障壁を取り除き誰もが暮らしやすい生活・社会環境を作ろうという考え方。もともとは、段差をなくしたり、手すりを付けるなどの工夫や配慮を施した設計を意味する住宅・建築用語として登場した。

(21) フレックスタイム

1987年の労働基準法改正で本格的に認められた勤務形態

1日のうち自由な時刻に出社及び退社できる企業の労働時間管理制度。従業員は、週あるいは月間の所定労働時間を必ずこなすことが前提条件である。

(22) 保育サービス

共働き家庭の状況や就労形態の変化に対応するためエンゼルプランが策定された。この具体化の一環として、低年齢児保育や延長保育等、事業所保育施設等の実施を行った。

(23) メディア

媒介・媒体・手段

(24) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念です。リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康を保障する考え方。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることを意味する。リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念である。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、これら関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

(25) 両立支援

男女が共に職業生活と家庭生活等を両立することができるようにすることは、女子差別撤廃条約やILO156号条約にもいわれているように、男女共同参画社会の最も基本的な考え方の一つです。このため、新たな児童福祉体系の在り方についての検討、多様なニーズに対応した保育サービスの充実、介護休業中の労働者の経済的援助についての検討、家族の看護のための休暇等勤労者家族を取り巻く課題、地域社会への参画の促進、男女労働者が職業生活と家庭生活との両立を図りつつ、地域社会への参加も可能にするため、労働時間の短縮を推進する。